

20 基準認証等関係

ア 共通的な指針に基づく見直し

(ア) 国際的整合化

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
自動車装置の相互承認の拡大 (国土交通省)	我が国での安全の確保及び環境の保全に十分配慮しつつ、関係業界の要望も踏まえて、我が国の基準と車両等の型式認定相互承認協定(略称)に基づく認定規則との整合化作業を進め、相互承認による負担の軽減等効果が大きいものから採用を拡大する。	改定・基準ア(ア)	逐次実施		
ナンバープレートの寸法と取付方法の国際標準化の推進 (国土交通省)	ナンバープレート寸法及び取付方法の国際標準化を進めるべく、EUと共同でUN/ECE/WP29(自動車基準調和世界フォーラム)の場に提案し検討を行う場を設定する。	改定・基準ア(ア)	検討	検討	検討
通信端末機器等及び電気製品に関する相互承認の積極的推進 (総務省、経済産業省、外務省)	通信端末機器等及び電気製品について、輸出入の円滑化を図る観点から、技術・検査体制等の同等性の確保に配慮しつつ、必要に応じて、諸外国との間で相互承認を実施する。	改定・基準ア(ア)	必要に応じて検討・措置		
食品添加物の指定品目の拡大 (厚生労働省)	香料を含めた食品添加物のうち、安全性等の科学的評価が国際的に確立し、かつ国際的に汎用されているものについては、国内において使用可能となるよう、評価方法・指定品目の見直しを行う。	改定・基準ア(ア)	結論を得たものから順次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
医薬品等の製造に係るGMP基準 (厚生労働省)	a 医薬品、医療用具について、日米欧間でGMP (Good Manufacturing Practice: 製造管理及び品質管理に関する基準)の同等性や査察技術の同等性などを確認し、GMP相互承認を実施する。	改定・基準ア(ア) a	交渉結果を踏まえ速やかに実施		
	b アジア諸国等に対し、医薬品の製造管理に関する技術協力を推進するとともに、その製造管理技術の向上を踏まえつつ、GMP相互承認を実施する。	改定・基準ア(ア) b	外国からの要請を受けて対応		
医療用具の製造の承認 (厚生労働省)	a 日米欧の医療用具に係る規制について、承認の不要の範囲を含め、国際的な整合化を推進する。	改定・基準ア(ア) a	医療用具国際整合化会合に参画し、その結果を踏まえ速やかに措置		
	b 諸外国から医療用具に関する相互承認協議の要請があった場合には、その推進について積極的に対応する。	改定・基準ア(ア) b	要請を受けて対応		
J I S 規格の整備 (経済産業省)	技術基準の性能規定化に併せて、必要に応じ、その基準に適合する仕様の例として活用できるようJ I S規格の整備を行うとともに、適切な民間規格、外国規格が整備されている場合には、同様にそれらの活用を図る。	改定・基準ア(ア)	必要に応じ実施		
ねずみ族駆除証明書及び駆除免除証明書の有効期間 (厚生労働省)	外国政府が発給したねずみ族駆除証明書及び駆除免除証明書の有効期間の見直しの必要性については、現在世界保健機関で行われている国際保健規則の見直しの結果を踏まえて検討する。	改定・基準ア(ア)	措置済		

### (イ) 重複検査の排除

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
強制法規と工業標準化法との重複検査の排除 (経済産業省)	強制法規及び工業標準化法の各指定・認定機関等について、それぞれの法令で定める要件に合致する場合には、可能な限り相互の活用を図ることにより、重複検査を排除し、効率的な認証体制を構築する。	改定・基準ア(イ)	逐次実施		

イ その他（検査周期の延長、基準の緩和・簡素化・統一化・整合化）

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
<p>ＪＩＳ制度の改善 （経済産業省及び関係府省）</p>	<p>関係府省が連携して可能な限りＪＩＳ規格と技術基準、政府調達の調達基準等との整合化を図る。</p>	<p>改定・基準イ</p>	<p>継続的に検討・逐次実施</p>		
<p>電気用品安全法に関する規制の見直し （経済産業省）</p>	<p>国際基準の動向を踏まえ、タイムリーな改訂による国際整合化を図る。</p>	<p>改定・基準イ</p>	<p>適宜実施</p>		
<p>医薬部外品の承認基準の拡充 （厚生労働省）</p>	<p>医薬部外品で、いまだ承認基準が作成されていない育毛剤、腋臭防止剤などにも承認基準制度を導入し、承認審査の迅速化を図る。</p>	<p>改定・基準イ</p>	<p>逐次実施</p>		
<p>定格電流 60A の電子式単独計器の検定有効期間の見直し （経済産業省）</p>	<p>「計量法に規定する特定計量器技術基準のＪＩＳ化に関する調査研究委員会／電力・電力量計WG」における電気計器全体に係る技術基準のＪＩＳ化見直し作業の結果を踏まえ、規制の在り方を検討する。 【計量法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 164 号）】</p>	<p>改定・基準イ</p>	<p>措置済 （平成 19 年 5 月 16 日 施行）</p>		
<p>時間帯別電力量計の検定の見直し （経済産業省）</p>	<p>時間帯別電力量計の検定を廃止することは困難であるが、当該検定作業の効率化等による手数料の見直しについて平成 17 年度も引き続き行う。 また、型式等が異なる場合でも、構造的に計量値の誤差が生じず、その適正が型式試験のみで確認が可能であるかについては、十分な技術的検証がなされるべきであり、必要となる検討も行う。 【計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 359 号）】【特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（平成 20 年経済産業省令第 6 号）】</p>	<p>改定・基準イ</p>	<p>措置済 （平成 19 年 12 月 15 日 施行、平成 20 年 1 月 29 日 施行）</p>		